

## 令和3年壱岐市議会定例会1月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	1
第1日（1月26日 火曜日）	
議事日程表（第1号）	3
出席議員及び説明のために出席した者	3
開会（開議）	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
審議期間の決定	6
発言の申し出（市長の報告）	6
議案の審議（説明、質疑）	
報告第1号 令和元年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について	8
議案の審議（説明、質疑、委員会付託）	
議案第1号 公の施設の指定管理者の指定について（原の辻一支国王都復元公園）	10
議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
議案第2号 損害賠償の額の決定について	12
議案第3号 壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について	15
議案第4号 令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）	22
議案第5号 令和2年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	36
議案第6号 令和2年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）	37
散会	39

# 壱岐市告示第1号

令和3年壱岐市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年1月12日

壱岐市長 白川 博一

1 期 日 令和3年1月26日（火）

2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

## 令和3年壱岐市議会定例会 1月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘要	要
1	1月26日	火	本会議 (10:00~)	○開会 ○会期の決定 ○議案の上程、説明 ○議案審議 ○散会	○会議録署名議員の指名 ○審議期間の決定

## 令和3年壱岐市議会定例会 1月会議 上程案件及び議決結果一覧

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
報告第1号	令和元年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に 係る経営状況の報告について	—	報告済 (1/26)
議案第1号	公の施設の指定管理者の指定について（原の辻 一枝国王都復元公園）	総務文教厚生 常任委員会	継続審査
議案第2号	損害賠償の額の決定について	省 略	原案のとおり可決 (1/26)
議案第3号	壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定に ついて	省 略	原案のとおり可決 (1/26)
議案第4号	令和2年度壱岐市一般会計補正予算(第11号)	省 略	原案のとおり可決 (1/26)
議案第5号	令和2年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	省 略	原案のとおり可決 (1/26)
議案第6号	令和2年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 2号）	省 略	原案のとおり可決 (1/26)

---

# 令和3年 壱岐市議会定例会 1月会議会議録(第1日)

---

## 議事日程(第1号)

令和3年1月26日 午前10時00分開会(開議)

日程第1	会議録署名議員の指名	10番 町田 正一 11番 鵜瀬 和博
日程第2	会期の決定	193日間 決定
日程第3	審議期間の決定	1日間 決定
日程第4 報告第1号	令和元年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について	総務部長説明、質疑なし、報告済
日程第5 議案第1号	公の施設の指定管理者の指定について (原の辻一支国王都復元公園)	教育次長説明、質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第6 議案第2号	損害賠償の額の決定について	建設部長説明、質疑あり、委員会付託省略、討論なし、可決
日程第7 議案第3号	壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について	総務部長説明、質疑あり、委員会付託省略、討論あり、可決
日程第8 議案第4号	令和2年度壱岐市一般会計補正予算(第11号)	財政課長説明、質疑あり、委員会付託省略、討論なし、可決
日程第9 議案第5号	令和2年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	建設部長説明、質疑なし、委員会付託省略、討論なし、可決
日程第10 議案第6号	令和2年度壱岐市水道事業会計補正予算(第2号)	建設部長説明、質疑なし、委員会付託省略、討論なし、可決

---

## 本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

---

## 出席議員(16名)

1番 中原 正博君	2番 山川 忠久君
3番 山内 豊君	4番 植村 圭司君
5番 清水 修君	6番 土谷 勇二君
7番 久保田恒憲君	8番 音嶋 正吾君
9番 小金丸益明君	10番 町田 正一君

11番 鵜瀬 和博君

12番 中田 恒一君

13番 市山 繁君

14番 牧永 護君

15番 赤木 貴尚君

16番 豊坂 敏文君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉井 弘二君 事務局次長 村田 靖君

事務局係長 折田 浩章君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 ..... 白川 博一君 副市長 ..... 真鍋 陽晃君

教育長 ..... 久保田良和君 総務部長 ..... 久間 博喜君

企画振興部長 ..... 本田 政明君 市民部長 ..... 石尾 正彦君

保健環境部長 ..... 崎川 敏春君 建設部長 ..... 増田 誠君

農林水産部長 ..... 谷口 実君 教育次長 ..... 西原 辰也君

消防本部消防長 ..... 山川 康君 総務課長 ..... 中上 良二君

財政課長 ..... 松尾 勝則君 会計管理者 ..... 松本 俊幸君

---

午前10時00分開会

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

このたび、全国的に新型コロナウイルス感染拡大防止が呼びかけられている中で、12月会期中に議会が開催いたしました懇親会につきましては、万全なコロナ感染対策を講じましたが、大人数が一堂に会しての会食は不適切であったと深く反省し、市民の皆様に不安と御迷惑をおかけいたしましたことに心からおわびを申し上げます。深く反省をいたしております。

今後、コロナウイルス感染症関係の議会としての対応につきましては、後日、議会運営委員会の中で協議をいたします。

市民の皆様の安全安心を守るため、議員一人一人が感染防止策を徹底し、新型コロナウイルス感染症の終息に向けて議員一丸となって取り組んでまいります。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。

壱岐新聞社ほか4名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

監査委員より例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信しておりますので、御高覧をお願いいたします。

ただいまから、令和3年壱岐市議会定例会を開会します。

これより1月会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

1月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番、町田正一議員、11番、鵜瀬和博議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（豊坂 敏文君）　日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期につきましては、去る1月20日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。小金丸議会運営委員長。

〔議会運営委員長（小金丸益明君）　登壇〕

○議会運営委員長（小金丸益明君）　皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

本定例会の会期日程（案）につきましては、壱岐市議会通年議会実施要綱により、議員の任期満了の年における会期は、1月から8月までとするとなつておりますので、本日から8月6日までの193日間とする旨、申合せをいたしました。

また、定例会1月会議の審議期間（案）につきましては、本日1日間とすることといたしました。なお、上程議案のうち、議案第1号については、総務文教厚生常任委員会に付託して審査すべきということを確認いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

令和3年も円滑な議事運営に御協力を賜りますよう、お願ひ申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（小金丸益明君）　降壇〕

○議長（豊坂 敏文君）　お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から8月6日までの193日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君）　異議なしと認めます。したがつて、本定例会の会期は、本日から8月

6日までの193日間と決定いたしました。

---

### **日程第3. 審議期間の決定**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、審議期間の決定を議題とします。

お諮りします。1月会議の審議期間につきましては、先ほどの議会運営委員長の報告のとおり、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、1月会議の審議期間は、本日1日と決定いたしました。

ここで、白川市長より発言の申出があつておりますので、これを許します。白川市長。

[市長（白川 博一君） 登壇]

○市長（白川 博一君） 皆様、おはようございます。

令和3年壱岐市議会定例会の開会及び1月会議の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

本年も、議員各位、そして市民皆様の御理解、御協力を賜りながら全力で市政運営に当たつてまいりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、本来であれば、年明けの1月には、消防出初式、新春マラソン大会、成人式等、新年の幕開けを飾る大きな行事が開催されるところでしたが、関係団体等と協議を重ね、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、やむなく延期または中止を決定したところであります。

先日1月20日、告知放送並びに壱岐市ケーブルテレビにおいて、市民皆様に対し、お知らせとおわび、そして、お礼とお願いを申し上げたところであります。今般の新型コロナウイルス感染症の発生及び拡大については、12月24日に壱岐市職員による大人数での飲食が大きな原因の一つであり、市職員に対して強く反省を促すとともに指導を徹底したところであります。

このことについては、多数の壱岐市職員から感染者が発生したことで医療現場が危機的な状況になるなど、市民生活に多大な支障を来す結果となつたことを鑑み、行政責任及び管理監督責任を明確にするため、壱岐市感染症危機管理対策本部長である私、そして、副本部長である副市長及び教育長の現行の給料を3か月間10分の1減額することとし、今回、条例の制定に係る議案を提出しております。

また、12月18日には、私自身が大人数での懇親会に参加しており、市民皆様に感染防止対策への御理解と御協力をお願いしていたにも関わらず、危機意識に欠けた行動であったと深く反省をいたしております。

皆様に多くの御不安、御心配をおかけいたしましたことを心より深くおわび申し上げます。

本市の新型コロナウイルス感染症の状況につきまして、12月28日から感染者は56名とな

っております。そのうち55名は既に回復されており、現在、療養中の方は、入院者1名であります。なお、1月14日から昨日、1月25日までの12日間は、新たな感染者は発生しておりません。

壱岐保健所による調査により、感染経路等はほぼ解明されております。このため、今回の新型コロナの感染拡大は、一応の封じ込めができたところであり、感染拡大への懸念がひとまず解消されたものと考えております。

現在、国においては、東京都をはじめ福岡県を含む11都府県に緊急事態宣言が発令され、また、長崎県においては、県内全域に特別警戒警報が出されており、2月7日まで飲食店等には営業時間短縮の要請を行っております。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ変わらぬ猛威を振るっており、いつどこで発生するかも知れません。感染の発生、拡大を抑えるために、皆様お一人お一人の御理解と適切な行動が大切です。

市民皆様には、引き続き、3密の回避、手洗い、マスクの着用、換気など、基本的な感染防止対策を行っていただくとともに、家庭内の感染防止をお願いいたします。

一方で、このたびのコロナ禍により、壱岐市の経済は、あらゆる業種において大変厳しい状況にあります。壱岐市内の経済の停滞阻止、そして大きな打撃を受けている産業の回復及び事業継続を図ることが、本市にとって喫緊の課題であります。

このため、緊急経済対策に係る補正予算を本日提出いたしております。

主な事業内容といたしましては、一つは、長崎県と共同で行う飲食店営業時間短縮協力金の支給であります。2月7日までの間、連続して午後7時までの酒類提供及び午後8時までの営業時間とすることに協力した飲食店に対し、協力金として一律76万円を支給するものであります。

飲食店事業主の皆様には大変な御不便をおかけいたしますが、趣旨を御理解の上、何とぞ御協力いただきますようお願い申し上げます。

次に、市内経済の低迷を鑑み、第3回目となるプレミアム付き商品券発行事業の実施であります。

今回は、プレミアム率40%の商品券発行により、地産商品の消費拡大をお願いするもので、もう一品「プラスワン、プラス壱岐」を合言葉に、地産商品の御購入により市内経済の活性化に貢献いただければと考えております。

また、新たな試みといたしまして、キャッシュレス消費喚起対策事業の実施であります。日本最大のキャッシュレスアプリ「PayPay」様に御協力をいただき、最大20%のポイント還元キャンペーンを実施するもので、本事業を契機として、市内の消費喚起を促すとともに本市のキャッシュレス化がますます進むよう願うところであります。

さらには、宿泊施設を中心とする観光関連産業の維持継続を目的として、「島民限定宿泊キャンペーーン」の実施であります。

市民皆様の御理解と御協力により、昨年目標以上の成果を上げることができた本事業の第2弾を実施することにより、壱岐産食材の消費拡大等に係る観光関連産業への波及効果を期待するものであります。

緊急経済対策事業に係る詳細につきましては、後ほど担当部長より説明させますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日提出しております案件は、壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告1件、公の施設の指定管理者の指定に係る案件1件、損害賠償の額の決定に係る案件1件、条例の制定に係る案件1件、予算案件3件、合計7件であります。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

本年も市政運営に誠心誠意取り組み、議員各位そして市民皆様とともに、この新型コロナウイルス感染症に関する重大な局面を乗り切ってまいる所存でありますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

開会に際しての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

[市長（白川 博一君） 降壇]

---

#### 日程第4. 報告第1号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第4、報告第1号を議題とします。

本件についての報告を求めます。白川市長。

[市長（白川 博一君） 登壇]

○市長（白川 博一君） 本日提出いたしております報告並びに議案につきましては、担当部長及び課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

[市長（白川 博一君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

[総務部長（久間 博喜君） 登壇]

○総務部長（久間 博喜君） 皆様、おはようございます。

報告第1号について御説明いたします。

令和元年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。本日の提出でございます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社への予算の執行の適正化等を図る観点から、本市が資本金の

4分の1以上、2分の1未満を出資している法人等で、壱岐市長の調査等となる法人を定める条例第2条の対象法人でございます。

昨年11月30日に定期株主総会が開催されましたので、これを受けて報告するものでございます。

壱岐クリーンエネルギー株式会社への出資比率は25.5%でございます。

令和元年度経営状況の報告でございますが、2ページから5ページは、事業経過報告書です。

6ページ、令和元年度風力発電事業実績表をお開きください。表が若干小さく表示されておりますので、拡大のほどお願いをいたします。

表の上段が月ごとの集計値、下段が1日当たりの平均値となっております。

前期に風力発電設備が更新されておりまして、2,000キロワットの発電設備1基が、昨年4月から運転を開始しております。

表の上段が月ごとの集計値、下段が1日当たりの平均値となっております。

更新設備の運転開始後、順調に稼働しておりましたが、昨年1月に落雷事故が発生いたしまして、破損した部品の調達に相当の時間を要することとなったため、2月並びに3月は、発電実績がございません。

売電金額の列をご覧ください。売電金額合計は9,253万4,552円となっております。これまでの過去最高の売電実績額は、前期の約5,100万円でしたが、これは、設備更新後の約半年間での稼働実績額です。

設備更新後、通年での実績をお示しできるのは今期からとなります。2か月間の稼働がなかったことを考え合わせますと、良好な発電状況であると考えております。

次に、7ページから決算報告でございます。

8ページは、監査報告書でございます。

9ページをお開きください。貸借対照表をお願いをいたします。

資産の部、流動資産は3,040万8,643円、固定資産は6億2,058万7,190円、繰延資産は454万5,980円で、資産の部合計が6億5,554万1,813円でございます。

次に、負債の部。

負債の部合計は6億5,537万1,653円でございます。

次に、純資産の部の合計は17万160円でございます。なお、繰越利益剰余金はマイナスの1,982万9,840円でございます。

負債及び純資産の部の合計が6億5,554万813円でございます。

続きまして、10ページをお開き願います。損益計算書でございます。

売上高は9,253万4,549円で、先ほどの6ページ、発電事業実績表で説明いたしました

売電金額とは若干誤差がございますが、実績表の売電金額は、売電計量器の数値を採用しているため誤差が生じております。会計上の売上高は、損益計算書の数値でございます。

売上原価は9,609万2,481円で、11ページに内訳を記載しております。

売上げは、総損失となり、355万7,932円で、さらに、販売費及び一般管理費の1,336万1,650円を差し引くと、営業損失が1,691万9,582円となります。さらに、今年度は落雷事故に伴う受取保険金が特別利益として1,977万7,100円、同じく落雷事故に伴う修繕費が、特別損失として1,840万円計上されており、税引き後の当期純損失額は1,957万9,213円となっております。

12ページをお開きください。株主資本等変動計算書でございます。

当期末の純資産の部合計は170万160円となっております。

以上で、報告第1号令和元年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告を終わります。

[総務部長（久間 博喜君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

---

### 日程第5. 議案第1号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第5、議案第1号を議題とします。

本案については、鵜瀬和博議員に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって鵜瀬議員を除斥したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。

よって、鵜瀬議員を除斥することに決定しました。鵜瀬議員の退場を求めます。

[議員（11番、鵜瀬 和博君） 退場]

○議長（豊坂 敏文君） 提出議案の説明を求めます。西原教育次長。

[教育次長（西原 辰也君） 登壇]

○教育次長（西原 辰也君） 議案第1号公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称、原の辻一枝国王都復元公園、位置、壱岐市芦辺町深江鶴

亀触1092番地5外。2、指定管理者、壱岐市芦辺町諸吉本村触937番地5、特定非営利活動法人一支國研究会理事長鶴瀬守氏。3、指定期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、原の辻一支国王都復元公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

昨年9月議会で指定管理者制度の導入に向けた、原の辻一支国王都復元公園条例の一部改正及び令和3年度から令和6年度までの3か年分の指定管理料7,920万円の債務負担行為の議決をいただき、10月1日より、壱岐市ホームページにおいて指定管理者募集を行いました。

11月30日を期限として2者より申込書の提出をいただき、12月3日に指定管理者選定委員会を開催し、2者によるプレゼンテーション及び質疑応答の後、評価項目に基づいて審査を行い、指定管理者最優秀候補者として特定非営利活動法人一支國研究会を選定いたしました。

去る12月18日に基本合意の上、仮協定を締結いたしております。

本団体は、壱岐の歴史、民俗、伝統芸能などの調査研究、壱岐島の環境保全、地域振興、交流人口の拡大に効果が期待される歴史文化遺産の活用、情報発信に寄与することを目的に設立をされた組織であり、平成22年度より10年間、原の辻一支国王都復元公園の管理委託業務を受注しており、イベント運営や復元公園の維持管理に携わってきた実績がございます。

また、古代米作り体験をはじめとする各月ごとのイベントの開催を計画し、年間入園者数4万人の実現に向けて集客誘致の取組を強化することとしております。

なお、事業計画書、収支計画書及び財務書類等につきましては、タブレットに配信をいたしておりますので、御確認いただきますようお願いをいたします。

以上で、議案第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

[教育次長（西原 辰也君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号については、総務文教厚生常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号については、総務文教厚生常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

音嶋議員。

○議員（8番 音嶋 正吾君） 今、議長から、総務文教厚生常任委員会に付託の通知がございました。そうしたときに、鵜瀬和博議員は、総務文教厚生常任委員会の委員長をなさっておられます。そうした場合の取扱いについて、ここではつきりさせておく必要があるやに考えますが、その見解を求めたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） それでは、お答えいたします。

本案についての審議の折には、退席を願うようになります。その場合は、副委員長がリーダーを執ります。ようございますか。

音嶋議員。

○議員（8番 音嶋 正吾君） 確認ができましたし、議事録としてきちっと担保できますので結構であります。

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員の除斥を解き、入場を許可いたします。

[議員（11番、鵜瀬 和博君） 入場]

---

#### 日程第6. 議案第2号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第6、議案第2号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。増田建設部長。

[建設部長（増田 誠君） 登壇]

○建設部長（増田 誠君） 議案第2号損害賠償の額の決定について御説明を申し上げます。

損害賠償の額を決定することについて議会の議決を求めるものです。

本日の提出でございます。

1、損害賠償の相手方は、壱岐市芦辺町の個人。2、損害賠償の額は27万7,860円。3、損害賠償の理由は、平成25年度からの芦辺漁業集落環境整備事業において、下水道管布設工事を施工しましたが、相手方から工事の影響により家屋に損害を受けたとの申し出があつたため、工事竣工後、影響調査を実施したところ、損害は、工事の影響によるものとの調査結果に基づき、損害賠償金を支払う必要が生じたためです。

提案理由は、損害賠償の額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経る必要があるためです。なお、相手方より、工事途中では大型車両の通行などもあるため、影響が発生する恐れがなくなる芦辺地区の下水道工事が全て完了後に協議を行いたいとの申し出があり、舗装工事までの全ての関係工事が完了後に改めて協議を行った結果、昨年12月21日に示談の内諾を得たため、市の損害賠償審査会を開いて1月議会に議案として提案することにしました。

主な修正箇所は、床の間及び玄関、玄関前の外部土間であり、補修内容は、壁やタイルの亀裂、

隙間の拡大、目地落ち、破損等です。改めまして関係の皆様には心からおわび申し上げます。

今後も、公共工事発注の際には必要に応じて事前調査の実施や工程会議、施工監理などを厳格に行い、発注者の責務として対応をしてまいります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

[建設部長（増田 誠君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。音嶋議員。

○議員（8番 音嶋 正吾君） 1点だけ確認をさせていただきます。

これは、構造上の問題、そして、環境アセスメントのいわゆる不備において発生したということで、施工上の瑕疵等の関連は検証したのかどうか。その件だけです。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（増田 誠君） 音嶋議員の御質問にお答えをいたします。

今の質問については、設計上並び施工上に瑕疵がなかったのかどうかという御質問だと思いますが、調査をいたしました結果、設計にも施工にも瑕疵は認められませんでした。なお、本工事の監理につきましては直接行っておりますので、市において損害賠償を払うべきだと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（8番 音嶋 正吾君） 今の答弁、ちょっと理解できませんね。

設計上、施工上、瑕疵がなかったのに損害が発生するわけないじゃないですか。どちらかに起因するから損害が発生するんでしょう。ですから、どちらかはやはり認めるべきです、はつきり。設計上に問題あったのか、環境アセスメントの問題だったのか、クラックが入ったんですから、施工上の問題あったのか、そこら辺はどういうふうに検証したのかと私は尋ねております。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（増田 誠君） 工事の施工上において家屋に損害を与えたものと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（8番 音嶋 正吾君） 最後にします。

部長、ということは、施工上やはりそういう被害をもたらす恐れがあったことを施工、いわゆる工法として採用したことに損害賠償の起因がもたらされたということなんでしょう。だったら、どちらに瑕疵があるんですかねえ。

私は、そこら辺の見解は明確に説明すべきですよ。しゃいけないといっているんじゃないんです。どっちに原因があるのかといっているんです。

今後、こういうことが起こった場合のいわゆる過失責任、どちらに過失があるのか、重過失か、

それとも過失なのか、そこら辺をきちっと整理する必要がありますよ。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（増田 誠君） 施工上、施工するまで損害を与えるということに対しましては予想できなかったと思っております。結果として施工した中で家屋に損害を与えたものだというふうに考えております。

施工上、今、音嶋議員さんがおっしゃるように、施工したことによって確かに損害を与えてはおりますが、予測できなかった、施工で予測ができなかつたものだと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（8番 音嶋 正吾君） ですから、市内でもそうした工事において、いわゆる事前調査、そして事後調査、そして、工事過程による調査を入念にする。これは、施工体系上、必要なことであるんです。そういうことをきちと監理をしていくように、私は逆に促しておるわけですよ。いいですね。

ですから、被害を被られた皆さんには、非常に深甚なるお礼を申し上げたいと、そう思うんです。ですから、こういうことのないように、お互い、施工業者も設計する側の人間も十分配慮をすべきではないかということを申し添えて、議長、終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多數です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7. 議案第3号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第7、議案第3号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。久間総務部長。

[総務部長（久間 博喜君） 登壇]

○総務部長（久間 博喜君） 議案第3号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について御説明いたします。

壱岐市長等の給与の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に際し、多数の壱岐市職員から感染者が発生し、医療現場が危機的な状況等になるなど、市民生活に多大な支障を来す結果となったことにより、行政責任及び管理監督責任を明確にするため、市長、副市長及び教育長の現行の給料を3か月間10分の1減額するものであります。

次のページをお開きください。

壱岐市長等の給与の特例に関する条例第1条、趣旨、第2条、市長、副市長及び教育長の給料の額について、令和3年2月から令和3年4月までの間に係るものについて100分の10を減じた額とするものでございます。

附則として、第1項は、施行期日として、この条例は令和3年2月1日から施行するものでございます。第2項は、壱岐市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例（平成28年壱岐市条例第22号）は、廃止をいたします。

以上で、議案第3号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

[総務部長（久間 博喜君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） この提案理由の中に、管理監督責任ということで3人の役職の市長、副市長、教育長。私も、今回のこの市職員による、壱岐市におけるコロナ感染者の拡大について様々な意見をいただきました。私自身もその責任を、議員としての責任も問われました。

そこで、積極的にいろんな方の御意見を聞いて回ることにした中で、たくさん厳しい意見はあるんですけど、この3人だけでいいのかどうか、管理監督責任を負うのは、ほかにも部長、あるいは課長もいるじゃないかと。その人たちとはどのような形になっているんだろうかなという質問を受けました。

これは、ぜひ市長に聞いてくれと。やはり、トップの意思をコントロールして、一番身近にい

る部長だったり課長だったりが、やはりもつといろんな状況を考えて部下を指導すると。そういう責任はあるんではないかという趣旨の御意見でしたので、私も、これはやはりしっかりと尋ねるべきではないかと思って、今、ここに発言をしております。

その部長、課長等の管理監督責任、そのような者についての対応・対処はどのように考えておられるのかをお尋ねします。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 久保田議員の御質問にお答えをいたします。

今回の壱岐市における新型コロナ感染症の拡大に際し、市長、副市長及び教育長が、自ら行政責任と市職員に対する管理監督責任を明確にするために給与の減額をされたことと同様の趣旨において、感染症危機管理対策本部の構成員である部長級職員全員、ここに9名おりますけども、9名が自ら管理職手当の1か月分を自主返納することについて市長のほうへ申出をしております。以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 部長級については、そのような自主返納ということで、課長については別にそこまではしていないということでおろしいですね。

私も、議員としての責任もあるんだよと。その責任の取り方をどういうふうにして取ればいいのか、非常に分かりません。ここで、いわゆる10分の1減額、市長、副市長、教育長の責任の取り方についても、これでいいかどうかはっきり言って分からぬんですね。

ただ、市民の人の意見は非常に厳しいものがあります。それをここで取り上げても前に進まないので、私が思うに、今回のこのコロナ感染の状況において非常に市民と壱岐市の執行部との判断の違いというか、このことによって非常にお互いの思いが通じていないと、そのような事態になっております。

今後は、やはりこの市の側と住民の側との感情面であるかもしれませんけど、いろんなコロナ感染によって少し離れてしまったこの気持ちといいますか、そういうものをぜひ近づけるといいますか、お互い批判し合ったままでなくてお互いがやはりまとまっていくような、そういう施策をぜひ、それが、今、具体的に何とは、私も案は持ち合わせていませんけど、今後、この処分は処分として、それから壱岐市の行政に対する取組、市民に対する取組、そういうもので、ぜひ市民との理解を深めていっていただければと思っております。別に答弁は要りません。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。植村議員。

○議員（4番 植村 圭司君） 確認と提案をしたいと思っております。

まず、確認なんんですけども、この提案理由がよく分からないところがありまして、感染者が発

生し、医療現場が危機的な状況等になるなどという話なんですが、この「等になるなど」という使い方が曖昧になっておりまして、どこまでを反省ということにしているのか、責任を問うているのかが全然分からぬ状態なんですね。

今回は、医療の逼迫におとしめたという話だと思うんですけども、例えば成人式に参加しようとして来島してきた方が受けられずに帰ったとか、そういった混乱もあったわけなんですが、そういうしたものも含めているのかどうか、まず、そこを確認させていただきたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 植村議員の、なぜ責任を取るのか分からぬということでございますけれども、私は、挨拶の中で申し上げましたように、行政責任と管理監督責任ということを申し上げました。

行政責任、これ、定義を申し上げますと、行政機関もしくはその構成員である公務員が、自己の行為に関して究極的に民衆、いわゆる市民に対し負う責任を言うというところでございます。

挨拶で申し上げましたし、今現実にそうでもございますけれども、そういったことから、新型コロナウイルス感染症の市内の感染防止、拡大防止及びクラスターの発生の防止のために周知徹底等は行政の責任として実施をしているところでありますけれども、今回、感染症拡大に市職員の会食が関係しているところに行政責任及び管理監督責任というものを感じたところでございます。

植村議員の成人式の予約云々、それは、中止をしたと。これは、壱岐市の感染発生状況、拡大を見ましたときに、当然、私は中止ではなくて延期については正しい判断をしておったと思っておりますし、今回の行政責任にそのことは入っておりません。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（4番 植村 圭司君） そういうことであれば、今後もそのことについての責任を問うつもりもないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 成人式の延期をしたことが、私が悪いことをしたような、責任を取ることはそういうことだと思いますけど、私は、このことについては延期ですから、またやるわけです。

植村議員がおっしゃっているのは、もしかすると、美容室などに予約をしていた方が云々ということでございましょうけれども、それはそれとして、私の頭の中にありますし、今度、開催をするか、あるいは延期をしたとき、また大変なことになってやむを得ず中止をしなければならなくなるというような事案も状態も考えられるわけでございます。

ですから、その成人式の延期につきましては、この問題とは全く関係ございませんし、また、私は、その成人式のことで行政責任として、給与を例えればまた減額するとかそういうことは全く考えておりません。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（4番 植村 圭司君） 御丁寧に説明ありがとうございました。

それで、まず、私は、成人式については、市においては壱岐市だけ、県内では壱岐市と東彼、あと一つあったと思うんですが、予定どおり実施をしますという判断をしていたところがありまして、ほかの市町については中止または延期というのを早々に決めていたわけですね。ですから、壱岐市がそういった予定どおり実施をするという、壱岐市だけ市でやっていたわけでございまして、その判断がまず正しかったのかどうかという検証も要ると思っております。

そして、結果的に直前の延期という判断をしてしまったという状況になったのは、ここの一連の過程の中で延期をしたという判断は構わないと思うんですけども、この状況になったのは、どこかに責任を求める必要があるんじゃないかというふうに思っております。

結局、このことに限らずなんですけども、白川市長は、いまだ一回もこの件につきまして記者会見を開いておられません。

私から意見としましては、記者会見をせず今の状況になっておりまして、真相がどうなっているのか、いいことも悪いことも含めまして分からぬ状態で説明が不足しているところがあると思っております。

例えば12月の気の緩みがなぜあったのか、出張管理の是非はどうだったのか、また、12月28日、一番最初に九州郵船の方が感染されたと分かった時点での対応が正しかったのか、正しくないのか。

また、お正月、何も放送がなかつた、そして、正月以降の対応、これが正しかったのか、正しくないのか、全く分からぬ状態で、この結果だけを見て評価をしろというふうに言われております。

私は、記者会見なく詳細も分からぬ状態で評価をしろと言われましても、今回のこの10分の1、3か月といいますのが正しい責任の取り方かどうか分かりませんので、まずは記者会見を1回されてから、説明されてから、今日、慌てなくて、採決するんじゃなくて、御自身でもう一度考えて提案されてはいかがかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 私は、記者会見をなぜしないのかというようなことでございますけれども、確かに記者会見は少のうございます、反省をするとところでございますけれども、私は、あくまで記者会見というのは、広く住民の方にお知らせをする。その一つの手段なんだと考えておる

んです。

今回は、新型コロナウイルスに関しましては、毎日、毎日、その状況をお知らせをいたしました。ですから、私は、各新聞社の方々、取材に見える方もおられたようでございますけれども、報道機関の立場として、記者会見がなければ、私は取材に来ていただきたいと。いつでも答えます。

私は、ですから、記者会見がしなきやならない義務だとは思っておりません。いかに早く市民の方にそれをお知らせするか。そのことが私は一番大事だと思っておりますので、告知放送、あるいはケーブルテレビ等々で状況が変わるたびに放送しているところでございます。

また、植村議員がおっしゃること、あまりよく、僕、分からぬんですけど、今日は、この条例を提案いたしておりますので、どうぞ皆様、審議の上、可決をしていただきますようによろしくお願ひしたいと思っています。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員、3回以上です。4回目になります。

○議員（4番 植村 圭司君） 分かりました。記者会見、今、お知らせをする手段だとおっしゃられたんですけども、私は、記者会見といいますのは、市民と市長をつなぐ場であると思っておりまして、市民の代表の、我々議員もあるんですけども、記者といいますのは、第4の権力といいまして、一定の力を持って公権力に対して質問する場をつくって、真実を知ろうとする、そういういた機関でございます。

知る権利の行使につきましては、執行部側も真摯に対応されていると思いますけども、こういった市民との対話を通じまして、市民がどう感じているか、意見がどういうふうになっているのかという意見交換の場でもあると思っておりまして、単に一方的にお知らせをする場であると私は思っておりません。

ですから、そういう機能があることを認識をしていただきまして、今後は、一方的に放送するだけであるとか、広告、広報するだけじゃなくて、市民との情報の流通の場として利用をしていただきたいと思っております。

それで、今回、こういった中身が分からない状態で、私も判断するわけにまいりませんので、今回の提案につきましては、反対をしたいと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。音嶋議員。

○議員（8番 音嶋 正吾君） 本提案は、市長、副市長、教育長の行政責任及び管理監督責任を明確にするためという上程理由が上げられております。

そこで、お尋ねをいたします。

教育長は、市長部局から独立した組織の長でおられます。いかなる行政責任、管理監督責任を

考えて、監督責任に鑑みて減給をされる申出がされたのか。

私は、何か教育委員会内に、そうしたコロナを誘引する、こうした不適切なことがあったのか。こうした場合であれば、教育長のいわゆる管理監督責任、行政責任は問われると考えております。

しかし、それがないならば、皆で渡れば怖くない。護送船団方式の減給の在り方というのには、私はナンセンスを考えています。

具体的にどういうことで減給を上程されたのか、ひとつお聞かせを願いたい。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 音嶋議員のお尋ねです。

先ほど提案の中でお話がありましたように、教育長も壱岐市の感染症危機管理対策本部の副本部長を務めております。ですから、全く壱岐市全体の中の別組織、行政機関という具合にそこは受け止めておりません。

今回の感染症対策に関わる形では一つの責任がある立場により、対応させていただきました。加えて、壱岐市教育委員会の職員も保健所のほうから濃厚接触者としての指導を受け、検査も受けております。

その結果、自宅待機という形で一定期間職務につけなかつたという部分が出ております。それは、私の行政責任であり、管理監督の不行き届きだと重く受け止めて、この分についての責任を明らかにするために市長のほうに申し出しております。御理解をいただきたいです。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（8番 音嶋 正吾君） いわゆる副本部長であるし、そして、教育機関内にこうした者がおった管理監督責任であるということが分かれば、私も明確にそこら辺を判断できます。

そして、今回、私が一つ問題としたいのは、いわゆる減給の、いわゆる地方公務員法というのがございます。これに、恐らく勤務時間外になります。この行為というのは勤務時間外になるとと思います。

これが果たして、どの条項に抵触するのか、ですから、いわゆる市長でしたか、自主的に部長級9名が減給を申し出た。これは、道義的責任であろうと考えております。私は、行政責任には値しないというふうに考えております。

この行政責任の捉え方というのが、非常に難しいなど。もう市長、実直に、私は、職員に関しては道義的責任じゃないかと、その例えれば行政責任を問えるとしたら、どういう場合に問えるのか、その1点だけ。これで、もう質疑は終わりますから。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の御質問にお答えいたします。

職員は、御存じのように分限処分ということでございまして、こういうことは分限に当たらな

いわけでございまして、職員に対して、このことをもって責任を取らせるというようなことはございません。

そういった中で、我々の行政責任でございますけれども、公務外じゃないかというお尋ねでございます。

実は、私たちにおきましては、公務外においても職員の行動には管理監督責任は及ぶところでございます。

条例については、地方公務員法等の条例そのものは覚えておりませんけれども、公務外においても職員の行動には管理監督責任は及びます。

今回は、職員の指導監督を適切な時期に徹底できなかつたこと、このことを深く反省して、この条例を提出しております。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。音嶋議員。

[議員（音嶋 正吾君） 登壇]

○議員（8番 音嶋 正吾君） 私は、本議案に対して反対の討論を申し上げます。

まず、昨年3月の離島初のコロナ感染問題、今回の感染拡大の要因に市民の奉仕者であるべき市職員が起因をいたしております。

お正月で家族の帰省を待ちわびていた市民。また、暮れ、新年の書き入れ時に感染拡大で本市経済に甚大な影響を及ぼしました。

常々、公務員は、市民のために先に憂い、後で市民が喜ぶ姿を生きがいと見いだす。いわゆる、先憂後楽の精神の涵養を市民に願っております。

今回の事態は、市民を混乱のるっぽに陥れる異常事態であり、市民の信頼を損ねる背信的行為であると言わざるを得ません。

政治の原点は、信なくば立たずであります。住民と行政機関の信頼関係が崩れては、政治は成り立っていきません。

市民への謝罪は、猫だまし、トカゲの尻尾切り程度の責任の取り方では果たせるとは到底考え

ておりません。辞職に値する重大な行政責任を負うべきであり、軽微な責任の取り方を容認することは到底できません。よって、本案に反対であります。

[議員（音嶋 正吾君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第3号の採決をします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時20分といたします。

午前11時08分休憩

.....  
午前11時20分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

---

#### 日程第8. 議案第4号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第8、議案第4号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。松尾財政課長。

[財政課長（松尾 勝則君） 登壇]

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第4号令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,460万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ288億500万円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

2から3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

今回の補正につきましては、世界的に感染が拡大しております、新型コロナウイルス感染症の対策に関する事業につきまして、既に取り組んでおります国の臨時交付金を充当する事業の調整を含め、所要の補正を行うものでございます。

4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正、1、追加で、2款1項総務管理費で市内宿泊施設利用促進事業ほか3件の事業費総額1億5,147万9,000円につきまして、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として計上しております。

なお、事業の完了予定及び繰越理由等の詳細につきましては、別紙資料1、令和2年度1月補正予算（案）概要の6から7ページに記載のとおりでございます。

5ページをお開き願います。

第3表債務負担行為補正、1、追加で、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、新年度当初から予算を執行するものにつきまして、債務負担行為の設定を行っております。

6ページをお開き願います。

第4表地方債補正、1、変更で、過疎対策事業債につきましては、小・中学校GIGAスクール構想整備事業にかかる地方債の充当について、光ファイバー等整備特別分として申請するものとし、他の事業と合わせ、限度額を調整しております。

事項別明細書により内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

10から11ページをお開き願います。

14款2項3目衛生費国庫補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金960万円を計上しております。

次に、15款2項5目商工費県補助金で、長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金1億8,935万円を追加しております。

21款市債につきましては、6ページの第4表地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出につきましては、別紙資料1の令和2年度1月補正予算（案）概要で説明いたします。

2から5ページをお開き願います。

2款1項14目新型コロナウイルス感染症対応事業費で、新型コロナウイルスの世界的な感染

拡大により、市内経済にも多大な影響が及んでいることを受け、島内消費の喚起に資するため、本市独自の緊急経済対策としてプレミアム商品券の発行事業、島民限定の宿泊キャンペーン等について、それぞれ所要の補正を行っております。また、長崎県の飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴い、協力事業者への支援として、要請期間中、1日当たり4万円の協力金を支払うものとし、国、県の負担金と事務経費を含めまして、総額2億1,097万4,000円を計上しております。

その他、各施設等において、感染症対策に必要となる保健衛生用品や備品などの購入費につきましても、国の臨時交付金を充当し、整備するものとし、今回、補正計上しております。

次に、4款1項2目予防費で、新型コロナウイルス感染症にかかるワクチンについて、その供給が可能となった場合に、住民への速やかな接種を実施するため、必要な体制の確保を図ることとされており、取り急ぎ、年度内に取りかかる必要のある住民への周知、ワクチンの保管等に要する経費につきまして、歳入と同額の補正を行っております。

以上で、議案第4号令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

[財政課長（松尾 勝則君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

[企画振興部長（本田 政明君） 登壇]

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第4号令和2年度一般会計補正予算（第11号）関係のうち、新型コロナウイルス感染拡大に伴う第5弾の壱岐市緊急経済対策事業、企画振興部関係の概要について御説明いたします。

議案関係資料2をお開きください。

第3波の新型コロナウイルス感染拡大による、壱岐市内での感染拡大及びG o T o トラベル停止等により、市内経済にも多大な影響が及んでおります。

まずは、感染拡大防止策を徹底しつつ、市内消費の喚起に資するため、本市独自の緊急経済対策事業の3事業と県・市共同での協力金支援事業の1事業の補正予算を計上しております。

2ページをお開きください。

1つ目として、市内宿泊施設利用促進事業であります。

昨年、実施いたしました島民限定宿泊キャンペーンの第2弾を実施し、観光インフラを維持存続させることを目的とし、壱岐産食材等の消費拡大にもつながる取組としております。補正予算額は1,050万円です。

具体的な内容でございますが、前回、実施内容と同様でございますが、目標を2,000人泊としており、支援額は宿泊料金の半額6,000円を上限とし、利用対象者は市民2人以上の利用

で、当面の間は家族単位の利用としております。

実施期間は、市内感染終息後に開始することとし、終了をゴールデンウィーク前までの約2か月間を想定しており、G o T o トラベル再開後は併用も可としております。

次に、4ページをお開きください。

2つ目の事業、地産地消応援プレミアム商品券発行事業でございます。

事業内容は、地産地消の消費拡大を図ることを目的として、地産商品、食品等の購入及び飲食店で使用できるプレミアム商品券を発行する事業でございます。プラスワン、プラス壱岐で、もう一品、地産商品の購入をお願いするものであります。

補正予算額4,648万4,000円、発行内容は、プレミアム率は40%で、1セット当たり7,000円分の商品券を5,000円で販売いたします。1人当たり5セットまで購入可能としております。総販売数2万セット、発行総額1億4,000万円でございます。販売時期は2月末頃、利用予定期限を6月末までとしております。

販売窓口は壱岐市商工会及び市役所4支所窓口としております。

商品券の利用店舗等でございますが、地産商品取扱い小売店、仕出し・惣菜店、飲食店等での使用可能としております。

具体的には、1、地場商品取扱い小売店での1会計につき1品以上の壱岐産品の購入がある場合、その会計に対する支払い。2、仕出し・惣菜店での市内で調理された弁当・仕出し・オードブルへの支払い。3、飲食店でのテイクアウト及び飲食への支払い等が可能であります。

次に、6ページをお開きください。

3つ目の事業、キャッシュレス消費喚起対策事業でございます。

補正予算額4,500万円、事業概要でございますが、市内の消費喚起を促し、かつ新しい生活様式の推進を図ることを目的として、市内加盟店において、キャッシュレス決済アプリの一つであるPayPayを利用して支払った場合、還元率最大20%で、1回の会計で上限3,000円、期間中、一人最大1万円分のポイントを還元する事業でございます。

実施予定期間は、令和3年4月1日から30日の1か月間としております。

ただいま申し上げました3事業につきましては、国・県の方針及び新型コロナウイルス感染拡大等、急激な情勢の変化があった場合は事業を中止、中断、延期または人に制限をかける場合がございます。

次に、7ページをお願いいたします。

事業名、長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金でございます。

事業概要でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止することを目的として、長崎県が1月16日に県内全域の飲食店等に対し、営業時間短縮の要請を行いました。これに伴い、

県・市共同で営業時間短縮の協力を行った店舗等に対し、協力金を支払う事業でございます。

要請期間は、令和3年1月20日から2月7日までの19日間。

協力金支給額でございますが、期間内全てに協力した店舗に対し、1店舗当たり76万円を支給いたします。

補正予算額2億1,097万4,000円、うち協力金は対象予定店舗276店舗分の2億976万円、負担割合は、国、10分の8、県・市、各10分1となっております。

対象施設は、飲食店・遊興施設で食品衛生法上の飲食店、喫茶店等、営業許可を受けている店舗でございます。

以上で、緊急経済対策事業の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

[企画振興部長（本田 政明君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 今回も県下における市町村のコロナにおける緊急経済対策事業としては早いほうだと思っております。ぜひ、たくさん利用していただけるように、今後の情報発信のほうを期待しております。

では、具体的に質疑をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応事業について、お尋ねをいたします。

議案資料の令和2年度1月補正予算の主要事業の中から、まず最初に、2ページ目の地産地消応援プレミアム付き商品券発行事業についてお尋ねをいたします。

今回、地産商品の消費拡大を図ることを目的として、飲食店、テイクアウトではもちろんすれども、地場商品の取扱い小売店であれば、壱岐産品プラスワンで、G o T oで多分在庫を抱えているお土産等も含んで支払いが可能となり、大変お得なプレミアム商品券となっております。しかし、前回については、タクシーの利用についても可能がありましたけども、今回は利用が入っておりません。

今後、このタクシー利用について追加の予定等はあるのか、また、緊急経済対策会議における各種団体の御意見、要望については、これまでどおり尊重をされ、コロナ支援対策の第6弾、第7弾として反映すべきだと思いますけども、今後の対応についてお尋ねをいたします。

2点目が、4ページ目の避難所資材購入費についてお尋ねをいたします。

避難所48か所における感染防止対策のため、資材購入として密閉対策の送風機やA I体温検知カメラ、パーテーションの購入となっておりますけども、納品の関係で6月30日までの繰越事業となっております。

今回、購入する資材については、避難所開設した場合に使用する計画と考えておりますけども、現在、コロナ感染拡大防止のため、購入後、使用しないのはもったいないのではないかと考えて

おります。

避難所は、教育関連はじめ公共施設が多いため、非災害時以外、学校関連施設等を、例えば早く納品ができれば、卒業式とか入学式または様々な各種会議において活用してはと考えますけども、今後の購入資材の配置や運用についても計画をすべきと考えております。

今回、資機材を保管する物置の設置場所は5か所となっておりますが、どこに設置をされるのかお尋ねをいたします。

4点目のこれも4ページですが、一般予防対策費についてお尋ねをいたします。

今回、ワクチン接種については、国の方針はまだはっきりとは決定をしておりませんけども、現時点でのワクチン接種に向けた想定スケジュールはどのようにになっているのかお尋ねをいたします。また、今後、ワクチン接種の方法として、集団接種なのか、またはインフルエンザのようにかかりつけ医による接種を計画予定されているのかお尋ねをいたします。また、今回、ワクチンの保管については特殊な保管冷凍機が必要となっておりますけども、この購入等の予定についてはどのようにになっているのか、併せてお尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 鵜瀬議員の1点目の御質問の商品券につきましてお答えをいたします。

今回の商品券は、地産地消の商品券としておりますので、今回につきましては、タクシーの利用については対応をしておりません。

タクシー利用につきましては、4月から実施しますPayPay等で御利用していただければと思っております。

また、緊急経済対策会議につきましては、本日午後に開催を予定しております。

各業界からの皆様からの御意見につきましては、必要に応じ、今後の対策としたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 2点目の避難所の資機材購入についてお答えをさせていただきます。

今回、購入を予定しております感染症防止対策のための資機材につきましては、議員御提案のとおり、避難所開設時のみならず、通常時においても積極的に活用してまいります。

A.I.体温検知カメラは、約0.5秒の高速検温や設定温度以上検知をしたら、警報音でお知らせをいたします。また、A.I.によりマスク着用をしていない場合は、着用を音声で促すなど、機能を有しております。

今回、48台分を予算計上しております、既に所有している非接触型体温計19台と合わせ

まして、市民の出入りが多い公共施設、学校等、検診や行事等において有効に活用したいと思っております。市役所庁舎、学校等には優先的に配置する予定でございます。

パーテーションについては、サイズのほうが2.1メートル掛け2.1メートル、高さが1.2メートルのものを備えます。隣同士の連結固定、さらに拡大が容易であり、車椅子での出入りも可能としております。

既定予算での購入契約済が既に100台ございまして、今回、補正予算対応の480台と合わせて580台になります。また、別に段ボールパーテーションも50組を備蓄をしているところでございます。

送風機につきましては、大型扇風機4台を備蓄しております、今回の予算分96台と合わせて100台を所有することになります。

このパーテーションと送風機につきましては、自主避難所として利用頻度の高い施設については、可能ならば事前に施設内に保管したいと考えておりますし、入りきれない分を物置で保管するといった考えであります。

資機材保管用の物置につきましては、市内各所の避難所へ迅速に資機材を配置できるように、4庁舎の敷地内またはその近くの公共用地に分散して配置する考えであります。

今後の資機材の配置や運用につきましても、運用計画を策定しまして、保管場所についても1か所に集中させない分散型配置とし、また使用方法につきましても、日頃から活用することによって、緊急時に迅速な対応ができるよう備えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 鵜瀬議員の3項目めの御質問にお答えをいたします。

本市におきましては、昨年末から壱岐医師会様とワクチン接種に向けた打合せを複数回重ねておりまして、1月19日に長崎県壱岐病院への説明、1月21日に全医療機関への説明を行ったところでございます。

まず、1つ目のスケジュールにつきましては、国において、ファイザーのワクチンが2月中旬に承認予定であり、2月下旬から医療従事者への先行接種、これは全国で1万人を想定されており、長崎県では、長崎医療センター、諫早総合病院、長崎労災病院で行われる予定となっております。

先行接種から始まり、3月の上旬に医療従事者の優先接種、これは全国で約300万人を予定されており、壱岐市の医療機関でも実施が行われる予定でございます。その後、3月末または4月をめどに、高齢者、基礎疾患のある方、16歳以上の一般の住民接種が行われる予定であります。まだ不確定要素が多く、変更の可能性があることを御理解願いたいと思っております。

なお、医療従事者は長崎県、高齢者を含む住民接種は壱岐市が実施主体となって行う予定となっております。

2つ目のワクチン接種の方法でございますが、今のところ、インフルエンザ予防接種をイメージし、受入れ可能な医療機関、これは診療所、クリニックも含まれます。それらの医療機関による個別接種を予定をしておるところでございます。しかしながら、不測の状況に備え、集団接種の実施につきましても、これから壱岐医師会様と検討をしていく予定であります。

3つ目に、ワクチンの保管冷凍庫の購入につきましてですが、本市には国の責任において最大4台のマイナス70度の冷凍庫が配備される予定であります。

医療関係者の優先接種に合わせ、2月末から3月始めに1台が配備され、残りの3台は、住民接種に合わせ配備される予定となっております。

なお、今回の補正予算に2台の冷凍庫を計上いたしておりますが、これらにつきましては不測の状況に備え、ファイザーワクチンとモデルナワクチン用としまして、それぞれ1台購入予定といたしておりますが、これにつきましても設置場所等もございますので、壱岐医師会様と相談をさせていただきたいと考えております。

以上でございますが、引き続き、円滑かつ安全安心なワクチン接種に向け、準備を行ってまいり予定でございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） ぜひ、前回同様、今回も壱岐島民が一丸となって、大変な影響を受けているそういった飲食店や小売店業の皆さんを支えるという意味から、このプレミアムの活用を促進していただくために、今後、情報発信と啓蒙に十分努めていただくようにお願いをしたいと思います。

2点目の避難所の資材購入費につきましては、今回の購入の資材を含めて、あらゆる場面において、新型コロナウイルス感染防止対策について、有効な活用、運用をしていくことで計画をしているということでしたので、ぜひ、そういった方向でお願いをしたいと思います。

また、どこに何があるという管理の分も十分していただくように、併せてお願ひをおきます。

3点目的一般予防対策費につきましては、ぜひ今後も、国の方針がまだまだ定まっていないようでございますけども、すぐ接種できるように、部長も言われましたとおり、壱岐医師会、そして医療関係者と十分連携をして、しっかりと体制を構築し、すぐ対応ができる体制と計画を立てていただくことを要請をして、私の質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。中原議員。

○議員（1番 中原 正博君） 今回、県の特別警戒警報発令に伴う飲食店の営業時短協力金についてお尋ねをしたいと思います。

今回、年末年始にかけまして、全国的に新型コロナウイルス感染が拡大し、今年に入り、国は1都3県に対し緊急事態宣言を発出し、1月8日から2月7日まで、また14日から7府県が追加され、住民への不要不急の外出自粛、飲食店等営業時間の短縮、事業者へテレワーク、ローターショーン勤務など、出勤者の7割削減の目標、都府県をまたぐ移動の自粛等の要請を行いました。

要請に応じた飲食店に対し、1日に6万円の協力金を支払うこととし、要請に応じない場合、店舗の公表、過怠金の支払いも協議をされております。

これに伴い、長崎県でも特別警戒警報を発令し、時短要請に協力した飲食店等に対し、このような措置がなされたと思っております。

その後、国の追加対策として飲食店だけでなく、飲食店の取引先、外出自粛の影響を受けた事業者がさらに経済的ダメージを受けることが想定され、売上が減少した中小企業、個人事業主等に対して一時金を支給することとしております。

支給額が最大、中小企業が40万円、個人事業主が20万円、対象者は時短要請に応じた飲食店と、直接、間接的に取引している業者、農業・漁業者、飲食料品点、割り箸、おしごり等、飲食店に提供される資材、サービスの提供者等で、外出自粛の影響を受けた事業者は旅館、土産物店、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた事業者等で、支給の要件としましては、1月または2月の売上が前年度比50%以上の減少が条件となっております。

長崎県におきましても、時短要請に応じた飲食店に対し、1点舗当たり1日4万円で、最大76万円の支給をされるということはよかったですことと思いますが、市内での飲食店等の取引先や外出自粛の影響を受けた事業者への支援策は、県、市としてどのように考えておられるのか、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの中原議員の御質問にお答えをいたします。

時短要請等に伴いまして、全ての業種等に影響があることは、私どもとしても認識しております。また、県といたしましても、昨日、国の方に県知事、市長会等で飲食店への関連事業者等への支援策についても、要望・提言書を出されているところでございます。

本市といたしましても、国や県の支援策を検討した上で、今後必要な部分については検討したいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 中原議員。

○議員（1番 中原 正博君） 分かりましたが、本当に今は飲食店は本当に大変だと思います。

しかし、今、自粛を求めている中で不要不急の外出は本当に今、皆さんしていないので、飲食店だけにかかわらず、本当に皆さん大変だと思っておりますので、今、国と協議ということありますので、どうかそのほうもよろしくお願ひをいたしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。山内議員。

○議員（3番 山内 豊君） 経済対策のほうで御質問をさせていただきます。

まず、プレミアム商品券なんですが、一応時短要請、飲食店の時短要請が終わるのが2月7日ということで、長崎県のですね、全国的にも。

商品券の発行予定時期が令和3年2月末となっておるのは、いろんな事務手続等が必要なのかなと思うんですが、7日以降は飲食店の経営者の方は自分の城でもあるお店を開けられますので、そのタイミングで商品券の発行のほうをもう行ったほうがいいと思います。極力こういうのはスピード感を持って対応したほうが、やっぱり売上なかつた分を取り返そうとしますので、その辺ちょっとまだ前倒しになる可能性があるのかどうか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 本田部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 商品券の発行時期でございますが、現在、準備をしております。ここには2月末と書いておりますが、いろんな準備の都合上、2月22日から販売を予定しております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（3番 山内 豊君） 2月22日ですね。それまでは商品券じゃない方向でしっかりとお金を回していくかなければいけないと思います。もちろん手数料等もないと思いますので、等価交換でしっかりとやっていただきたいと思います。

ここで、市長にちょっとお願ひがございます。

現在、告知放送等で、コロナの感染状況と皆様方への自粛のお願いとかを行っております。

先般、市職員に関しては当面の間、家族のみの会食に留めるということを明言されております。

同時期に経済対策を行うのであれば、職員の方も同じ市の人間ですから協力をしてもらわなければいけません。その関係が、市長はいつ職員に対していいですよと、または市民に対して、皆さんもうお食事いいですよと、そういうところが、私は市長の口から告知放送で構いませんのでいいと思います。そのタイミングは一体いつになるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） お答えをいたします。

そのことにつきましては、国でも専門家の意見を聞いて解除するしない判断すると言われております。国・県の基準に従いまして、解除したいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（3番 山内 豊君） ぜひ、告知放送で構いませんので、市長の言葉で言及する覚悟もありますので、市長の言葉でしっかりと皆様方に、今のところ壱岐市に関しては安全ですよと、もう応援するために、ぜひとも飲食店を使っていただきたいということをぜひともお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。音嶋議員。

○議員（8番 音嶋 正吾君） 今回、市民の皆様方の傷んだ経済、傷んだ心を癒やすために、私は新型コロナウイルス、いわゆる対策には多いに賛成であります。

このいわゆる財源の内訳を見ましたときに、3億6,400万円相当の補正がなされております。そのうちの約半分が国・県の支出金であります。あの残りはいわゆる地方の借金であります。地方債、そして一般財源であります。これは財政課長にお尋ねをいたします。

いわゆる地方債は、基準財政需要額の中に盛り込みますので、普通交付税として交付対象になるのか、それとも特別交付税の措置で入ってくるのか、そして、一般財源のこの内容は何なのか、その点をお聞かせを願いたい。

○議長（豊坂 敏文君） 財政課長。

○財政課長（松尾 勝則君） 音嶋議員の御質問にお答えをいたします。

今回の補正の財源につきましては、既に昨年から実施をしております緊急経済対策事業の財源として充当しております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業間での充当の調整及び小・中学校G I G Aスクール構想整備事業に充当しております、地方債の調整によりまして、一般財源を伴うことのない予算編成をしております。

国の臨時交付金が第2次までで約7億2,000万円であり、現段階におきましては、第3次の交付額が不明でございますので、今のところはこの限度額内での調整を行っているところでございます。

今後、取り組んでおります事業の精査も行われますが、今回の補正の事業が翌年度への繰越しとなりますので、最終的に充当額をさらに調整をすることとなります。

現時点におきましては、こうした予算編成とさせていただいておりますが、第3次の補正も含めまして、国から示されます交付限度額を最大限活用するよう取り組む事業の調整を図ってまいりたいと思っております。

それから、地方債につきましては、議案説明の中で申しましたように、過疎対策事業債の特別枠として、G I G Aスクール構想整備事業に充当をさせていただいております。これにつきまし

ては交付税の措置がございます。

以上でございます。

○議員（8番 音嶋 正吾君） 一般財源は。

○財政課長（松尾 勝則君） 今回は、その調整によりまして、一般財源は発生しておりません。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（8番 音嶋 正吾君） 分かりました。過疎対策債を使うということであります。これは補助率は70%ですね。ですから、30%というのはやはり自主的にこちらが持ち出すという、それはいわゆる基準財政需要額に盛り込むということですので分かりました。ということで、こんなに財源を組んでおりますが、やはり一たびこういう問題が起これば打ち出の小槌で金が出てくるわけではないというわけです。財政の基本というのは入る量りで出するを制すると申します。とにかくシビアにやっていかないと大変です。ただ、今回の場合は壱岐市の経済、そして市民の心が傷んでおります。早期にやはりケアをするために私は必要と思います。

今度とも気を引き締めて頑張っていただきたい、そのことを申し添えておきます。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。植村議員。

○議員（4番 植村 圭司君） すみません。商品券についてお伺いいたします。

今回、この商品券の案が出てきましたのが、先週、一週間前なんですけども、多分、飲食店が大変だという話になったんだと思うんですが、その前で長崎県の76万円というのが出てまいりまして、その翌々ぐらいの商工会のアンケートの取りまとめが22日だったと思うんですけれども、この商品券につきましては地産地消というふうに今限っております。そうしますと、その飲食店に76万円もありますし、偏っているんじゃないかという御意見も市民からいただきまして、このプレミアム商品券の一部を商品券、地産地消のものに限らず、普通の小売のほうに回せないかというふうな御意見もありまして、そういうことは可能でないのかお伺いをいたします。

ある程度、前回みたいに飲食店用とそうでないものというふうな分けた方をしたほうが76万円が入る県の飲食店との兼ね合いもありまして、バランスがよくないのかというふうに思うんですけども、その辺の話をいただきたいという話が1点。

それと、GOTOKYANPENについての宿泊なんですけども、前回は長崎県のキャンペーンがあつて、重複できたので、壱岐の方もたくさん入っていたという流れがあつたと思うんですね。今回はそれがなくて、行って半額しかないと、GOTOKYANPENが始まつたらそれを使いまよということになると、GOTOKYANPENを使うまで人が動かないんじゃないかというふうに思います。その場合の偏りがあると思うんですけども、その辺の対策はお考えかというのをお伺いしたいと。

PayPayなんですが、PayPayは4月に1か月使えるというふうになっているんです

けども、事業者さんによりますと P a y P a y がないというところも当然ありまして、さらに言いますと 3 月のほうが使い勝手がいいんだと、入学式や卒業式対応の 3 月、人が動きますので、なるべく 3 月にできないかというふうな声をいただいております。これは前倒しはできないのかということをお伺いしたい。

あと、飲食店時短の件なんですが、県と市の分担といいますか、役割分担、たしか申込みのほうは市のほうになっているかと思うんですけども、県と市でどういうふうな役割分担をしているのか、特に問い合わせがある場合は市でもいいのか、県のほうがいいのか、そこを教えてください。

最後に、今回、入っていませんけども、A I の体温計なんんですけど、各港、郷ノ浦、芦辺、石田の港に A I の体温計がありません。そういうたるものも必要じゃないかというふうに市民からも指摘を受けておりまして、今回、入っておりませんが、第 3 次補正などで対応していただけないかと思っております。

御回答、お願ひいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 本田部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの植村議員の御質問にお答えをいたします。

まず 1 点目の商品券ですが、今回の商品券は、地産地消ということにしておりまして、飲食店のみに活用はございません。小売店等の地産地消の品物を 1 品買っていただければ、その商品券を使えるようにしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、宿泊キャンペーンのほうですが、前回も最初は単独で市の事業ということでやっておりまして、その後、県の事業が重なりまして、併用可能となりまして、安い宿泊料金で宿泊が可能となりました。

今回も、まずは市単独でやりまして、G o T o が併用できればそちらを併せて活用していただきたいと思っております。

次に、P a y P a y の利用でございますが、準備期間等ございまして、早めにやりたかったわけですが、P a y P a y 等の準備、契約等もございまして、4 月からの 1 か月間となったところでございます。

時短要請の県・市の分担でございますが、県のほうが最初の周知等を行いまして、市のほうで受付、支給事務等を実施するようになっております。

問い合わせにつきましては、県・市どちらでも構いませんので、問い合わせをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） A I の体温計の設置ということで、各港にという御意見でござります。

現在、航路事業者におきましては、県の配置事業におきまして、設置をしているところでございます。そこら辺との重複もございますので、ちょっと確認をしたいと思っておりますけども、今後の予定につきましては、あくまでも航路事業者からの要望等を含めまして、判断をしてまいりたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（4番 植村 圭司君） 分かりました。A I については、今、ガンタイプのものを県が貸出しておりますので、それを使っていると人と人が接する方法ですので、なるべくそれを避けたいというふうな方がいらっしゃいましたものですから、意見しました。何とか対応していただきたいと思います。

ほか、商品券につきましてなんですけれども、今、地産地消ということだったんですが、やっぱりその食べ物じゃなくて、経済が落ち込んでいるこの状態で一般の洋服屋さんであるとか、靴屋さんであるとか、いろんな小売店があるんですけども、やっぱり傷んでいるところがあると思うんですね。そういうところに対する対策というのは何らか必要かと思っていますので、私はこの商品券で一定そっちのほうに回ったほうがいいんじゃないかというふうに思ったんですけども、その可能性はできないのかという話をもう一回ちょっと御回答いただきたいという話でお願い。

それと、結局、私はこの対策全体見たときに、やっぱり今本当に苦しんでいる人が助かるのかといえば、どちらかというとお金を持っている人が使いやすい制度になっているんじゃないかというふうに思っております。ですから、これから確定申告等も始まりますので、例えば、昨年の年収がどれだけ減ったかというふうなことなどを検討した結果、壱岐市版の持続化給付金、武雄市なんかやっていますけども、そういうお金がどれだけ入って困っているか困っていないかを精査したことで、できる制度はいいんじゃないかというふうに思っておりますので、そういうことの可能性も含めてできないか、御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 今回の商品券につきましては、地産地消の意味合いも込めまして、そちらのほうで利用をしていただきたいと思います。

今後、全ての事業者につきまして、影響があることは認識しておりますので、必要に応じまして、もし必要があれば、また別途の事業等を展開していきたいと思っております。

武雄市がやっている持続化給付金でございますが、ちょっと研究をさせていただきたいと思っておりますが、業者の個別の支援金というのは非常に幅が広くなりますので、その辺は研究をさ

せていただいて、必要があれば検討したいと思います。

○議長（豊坂 敏文君）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君）質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君）異議なしと認めます。よって、議案第4号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君）起立多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 議案第5号

○議長（豊坂 敏文君）次に、日程第9、議案第5号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。増田建設部長。

[建設部長（増田 誠君）登壇]

○建設部長（増田 誠君）議案第5号令和2年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。歳入歳出の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,019万5,000円とします。2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページをお願いいたします。

2、歳入ですが、2款使用料及び手数料を27万8,000円増額いたしております。

10ページをお願いいたします。

3、歳出ですが、2款漁業集落排水整備事業費2項施設整備費で、補償、補填及び賠償金に

27万8,000円の増額補正を行っております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

[建設部長（増田 誠君）登壇]

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第6号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第10、議案第6号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。増田建設部長。

[建設部長（増田 誠君）登壇]

○建設部長（増田 誠君） 議案第6号令和2年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条、令和2年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、令和2年度壱岐市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正します。

支出で330万7,000円の増額を行います。

第3条、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ、流用することのできない経費を次のように改めます。

職員給与費を130万7,000円増額いたします。

本日の提出でございます。

8ページをお願いいたします。

収支的支出ですが、1款水道事業費1項営利費用のうち、配水及び給水費のうち、修繕費を200万円増額しております。これは1月8日からの寒波によって緊急の漏水調査などを実施したことによる修繕費の増額分となります。また、総係費を130万7,000円増額いたしております。これも寒波後の職員の時間外勤務手当等を増額いたしております。

御審議のほど、よろしくお願ひをいたします。

[建設部長（増田 誠君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第6号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了いたしましたが、この際、お諮りします。

1月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理をするものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

---

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和3年壱岐市議会定例会1月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時18分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和　年　月　日

議　長　豊坂　敏文

署名議員　町田　正一

署名議員　鵜瀬　和博